

所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市組織規則				
	部課機関	企画課				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市組織規則の一部改正及び市の国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の運営強化を図るため、東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の組織改正に伴い、職名及び組織名を改める。 ・本部員に「東京消防庁北多摩西部消防署長又はその指名する消防吏員」を加える。 ・応援が必要な当該部長から、保護総務部長に対し応援の要請を行うことや、本部長が各部の状況を勘案して必要と認めた場合に、庁内の応援・受援を可能とする内容を加える。 ・別表中の各保護部及び各班の分掌事務を組織の一部改正、他例規との整合を踏まえ、一部改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の組織及び事務分掌に即して、当該規則の整合性を図ることができる。 ・国民保護事案時及び緊急対処事態事案時に、人員を効率的かつ効果的に活用することができる、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の運営強化を図ることができる。 						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。